

長岡京市第2次みどりの基本計画策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 本実施要領の趣旨

長岡京市第2次みどりの基本計画策定業務委託（以下「本業務」という。）について、企画提案を求め、各提案事業者の提案内容を総合的に評価し、最も適した者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の目的

平成29年6月の都市緑地法の改正等、緑を取り巻く情勢の変化によって、本市の特性や都市の将来像、緑の将来像を見据えた上で、本市の都市計画区域内における緑地の適正な保全と緑化の推進や都市公園の整備及び管理、都市計画公園の見直し方針、公民連携による行政サービス向上、民有緑地の保全・創出など、あらためて本市の緑化を総合的かつ体系的に推進していく指針として、新たな「みどりの基本計画」を策定するため本業務を実施する。

3. 業務の概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 業務名 | 長岡京市第2次みどりの基本計画策定業務委託 |
| (2) 業務内容 | 長岡京市第2次みどりの基本計画策定業務委託仕様書（案）
(以下、「仕様書」という。) のとおり
※仕様書は本委託業務プロポーザル実施時の内容であり、優先交渉権者が決定した後、提案書の内容を反映し変更する可能性がある。 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで |

4. 提案上限額

総額22,000,000円（取引にかかる消費税及び地方消費税相当額を含む）の範囲内とする。年度ごとの内訳は以下のとおり。なお、消費税および地方消費税を含む金額とする。

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 令和6年度提案上限額 | 13,200,000円 |
| (2) 令和7年度提案上限額 | 8,800,000円 |

5. 参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

- | |
|--|
| (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当している者でないこと。 |
| (2) 長岡京市における令和6年度競争入札等参加資格「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受け、当該業種を最希望としている者であること。 |

- (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）別表の登録部門のうち「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 次の履行実績を 1 件以上有していること。

過去 10 年間（平成 26 年度～令和 5 年度）に縁の基本計画、市区町村マスター プラン（都市計画法 第 18 条の 2）、または環境基本計画（環境基本法 第 15 条）いずれかの策定業務（見直し業務を含む）を元請で完了していること。また、その過去 10 年間の実績は同種事業実績書（様式第 3 号）に全件記載すること。（上記計画の基礎調査のみの実績は除く）
- (6) 下記の要件を満たす管理技術者を配置すること。

技術士（建設部門／都市及び地方計画）もしくは、シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）（都市計画及び地方計画、造園）、認定都市プランナー、登録ランドスケープアーキテクト（RLA）いずれかの資格を保有する正社員であること。
なお、照査技術者の配置は求めない。
- (7) 配置予定技術者については 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (8) 長岡市長から長岡市競争入札等参加資格の停止に関する要綱（平成 23 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 参加表明書の提出から企画提案書の特定までの期間に、長岡市長から指名停止要綱に基づく指名停止を受けた場合、当該者に対する参加資格を取り消すものとする。
- (10) 警察当局から、長岡市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 4 月 1 日施行）別表に該当する者として、長岡市発注工事等からの排除要請があり、長岡市長から排除措置を受けている者でないこと。

6. 主な選定スケジュール

実施内容	期日等
① 実施要領等掲載、募集開始	令和 6 年 4 月 23 日（火）
② 質問書の受付期間	令和 6 年 4 月 23 日（水）～5 月 7 日（火）
③ 市からの質問書回答期限	令和 6 年 5 月 10 日（金）
④ 参加表明書の提出期限	令和 6 年 5 月 14 日（火）
⑤ 企画提案書の提出期限	令和 6 年 5 月 23 日（木）
⑥ プレゼンテーション及びヒアリング	令和 6 年 5 月 29 日（水）（予定）
⑦ 選定結果の通知・公表	令和 6 年 6 月 3 日（月）（予定）
⑧ 契約手続き	令和 6 年 6 月 上旬（予定）

※上記日程は変更になる可能性がある。

7. 実施要領等の配布について

(1) 配布期間

令和6年4月23日（火）から

(2) 配布方法

長岡京市ホームページからダウンロード

参加表明書等、公募に関する様式類についても、本市ホームページからダウンロードすること。

[長岡京市ホームページ] <https://www.city.nagaokakyo.lg.jp/>

8. 参加表明書の提出について

(1) 提出書類

次の①～⑤の書類を提出すること。

番号	提出書類	提出上の注意
①	参加表明書（様式第1号）	
②	会社概要書（様式第2号）	パンフレット等の会社概要が分かるものを添付すること。
③	同種事業実績書（様式第3号）	直近10年の事業実績（5. 参加資格要件（6）に該当するものについて記載すること。なお、事業実績が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。
④	業務実施体制（様式第4-1号） 業務実施計画（様式第4-2号）	本業務を適切かつ確実に実施できる体制を有しているか記載すること。
⑤	配置予定技術者（様式第5-1号） 配置予定技術者の経験等（様式第5-2号）	管理技術者及び担当技術者の氏名、保有資格等について記載すること。

(2) 提出期間

令和6年4月23日（火）から令和6年5月14日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により、事務局へ紙媒体で8部提出すること。（電子メールによる提出は受理しない。）

9. 質問及び回答について

(1) 受付期間

令和6年4月23日（火）から令和6年5月7日（火）午後5時まで（必着）

(2) 質問方法

質問がある場合には、質問書（様式第6号）に必要事項を記入の上、事務局に電子メールにて提出すること。電子メールの表題は「プロポーザル質問（事業者名）」とする。着信については、返信メールを送付することとするが、返信メール

がない場合は連絡をすること。

なお、電子メール以外での質問（電話や来訪による口頭での問い合わせ等）や、期限を過ぎた質問については回答しない。

(3) 回答

回答は、全ての質問を取りまとめた上で、令和6年5月10日（金）午後5時までに長岡市ホームページへ掲載する。

ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で、大きな影響を及ぼすと判断されるものは、随時長岡市ホームページへ回答を掲載する。

10. 企画提案書等の提出方法

(1) 提出書類

次の書類を提出すること

番号	提出書類	提出上の注意
①	企画提案届出書（様式第7号）	
②	企画提案書（任意様式）	記載内容については、本実施要領10(2)を参照すること。
③	見積書（任意様式）	合計金額は消費税を含む金額とし、積算内訳（人件費、直接経費、一般管理費等）について、記載すること。なお、宛先は長岡市とし、記名押印のうえ作成すること。

(2) 企画提案書（任意様式）

仕様書に基づき、下記の項目について提案書を作成すること。また提案にあたっては、計画期間である20年間程度を対象とした内容とすること。

- 本市における「みどり」の現状と課題を整理し、新たなみどりの基本計画を策定するにあたっての方向性及び検討のポイントとなる事項を数点あげ、その理由と合わせ記述すること。
- 本市の課題に対応した、公園の配置及び機能の再編についての考え方を記述すること。
- 都市緑地法等の一部を改正する法律等を踏まえ、本市における都市公園の再生・活性化の方針を記述すること。
- 業務を円滑かつ効果的に進めるための基本的な考え方、工夫、配慮事項等を具体的に記述すること。
- 上記に挙げる事項のほか、独自の提案があれば記載すること。

(3) 企画提案書作成の留意点

- A4版で総ページ数10ページ以内とし、事業者を特定または推定できるような記載は含まないこと。また、A3版は片面2ページとして数えるものとし、A4版に折りたたむこと。
- 企画提案書は横書きで記載し、基本的にA4版両面印刷で左綴じとすること。ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差支えない。単色、カラーは自由とする。

- 企画提案書は目次及びページ番号を付けること。(目次は企画提案書の枚数に含めない)
- 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に記述すること。
- 企画提案書は、1者につき1点とする。

(4) 提出期間

令和6年5月14日（火）から令和6年5月23日（木）午後5時まで（必着）

(5) 提出方法

持参又は郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により、事務局へ紙媒体で8部提出すること。（電子メールによる提出は受理しない。）

11. プレゼンテーション及びヒアリングについて

(1) 実施日

令和6年5月29日（水）（予定）※実施の詳細については別途連絡する。

(2) 実施場所

事務局が指定する場所

(3) 時間配分

1者につき、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度とする。ただし、参加者が多数場合は、実施時間を短縮することがある。

(4) 実施内容

プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づき行うこととし、追加資料は受理しない。

出席者は本業務の予定担当者等とし、1者あたりの出席人数は3名までとし、予定担当者は必ず出席すること。

(5) 会場設営

会場設営（スクリーン、プロジェクター、パソコン設置を含む）については、事務局で行う。ただし、外部ネットワーク接続（インターネット）環境は確保しない。

12. 企画提案書を特定するための方法

- 長岡京市が設置する長岡京市第2次みどりの基本計画策定業務に係る企画競争方式審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、(3)評価基準に基づき企画提案書及びプレゼンテーション等の内容について審査する。
- 参加申込者が1者となった場合は、基準点を設け、基準点に満たない場合は、特定しない。なお、規格競争の参加者の公表は、「長岡京市入札及び契約等に関する公表基準」に準じて行う。

(3) 評価基準

評価項目	視点	審査内容	配点
実績	会社の業務実績	・同種・類似業務実績（緑の基本計画、市区町村マスタープラン、環境基本計画）	10
実施体制	人員体制	・市の要請や協議に対して、柔軟に対応できる体制がとられているか	10
	実務経験	・業務内容に見合った人材（豊富な実務経験等）の配置がなされているか	10
企画提案力	理解度	・現行計画の内容や、本市の現状を十分に理解しているか ・都市緑地法に基づく緑の基本計画として、求められる内容を適切に理解しているか	20
	実施方針	・本市のみどりにおける課題の認識が適格であり、次期基本計画策定の方向性は具体的で有効か ・仕様書に掲げる内容と合致しているか	20
	専門性	・業務に対する高度な知見や専門性の高い提案がされているか	10
	独自性	・本業務を充実させる有益な独自の提案があるか	10
説明能力	表現力・説得力	・プレゼンテーションは簡潔で分かりやすいか ・質問に対する応答が迅速かつ明確であるか	5
見積書	内訳の記載	・経費の内訳は適正に示されているか ※見積額は数値化（評価）しない	5
合計			100

13. 企画提案書の特定

- (1) 令和6年6月3日（月）頃に特定する。
- (2) 企画提案書を特定したものには特定通知書を送付する。特定しなかったものには非特定通知書を送付する。

14. 非特定に関する事項

- (1) 提出した企画提案書が特定されなかった旨通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により、長岡京市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- (2) 上記(1)に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (3) 非特定理由の説明書請求は事務局へ持参又は郵送により行うこと。

15. 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

企画提案書を特定した者と業務委託契約に係る詳細内容の協議を行う。ただし、特定したものが下記のいずれかに該当し、業務委託契約ができない場合は、次点者を相手先として再特定する。

- ア 特定後に参加資格要件及び業務の実績に関する条件を満たさないことが明らかとなったとき
- イ 見積徵取の結果、契約締結ができなかつたとき
- ウ 本業務委託契約の締結を辞退したとき
- エ その他の理由により業務委託契約の締結が不可能になったとき

(2) 契約保証金

免除とする。

(3) 支払い条件

前払金：無

部分払：1回

(4) 契約代金の支払い

各会計年度末に、契約書に定める支払限度額の範囲内において、出来高に応じて支払うものとする。

16. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。なお、提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 審査内容や審査経過については、公表しない。
- (5) 参加を辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (6) 提出書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 書類の提出後、記載内容の修正、変更又は追加は認めない。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、事務局が承諾したものについてはこの限りでない。
- (8) 企画提案書は事業者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (9) 本業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、業務の一部について再委託することが必要と本市が認める場合はこの限りでない。あらかじめ再委託に関する事項を書面によって提出し、本市の承諾を得ること。

17. 問い合わせ及び提出先（事務局）

担当部署 長岡京市建設交通部公園緑地課公園整備係（担当 山本・耳川）

Eメール kouenryokuchi@city.nagaokakyo.lg.jp

住所 〒617-0826 長岡京市開田三丁目3-36（長岡京市役所・分庁舎3）

電話 075-955-3146

FAX 075-951-5410